

6 名木・古木等緑の文化財保全事業実施要領

- 1 この事業は、緑の募金を活用し、県内各地に賦存する名木・古木等を保全することにより、県民の森林・林業への理解を深めるとともに地域のみどりを保全する気運を高めるため実施する。
- 2 この事業により保全する対象は、県内各地に賦存する名木・古木及び樹叢等(以下名木等という)とし、市町村みどり推進協議会の申請により実施する。ただし、国、県指定の天然記念物は除く。
- 3 この事業を実施しようとする市町村みどり推進協議会(以下申請者)は、様式1の名木・古木等緑の文化財保全事業実施申請書(以下申請書という)を各地区緑化推進協議会経由で公益財団法人かごしまみどりの基金(以下「基金」という)へ提出するものとする。
- 4 基金は、申請のあった名木等について専門家による診断を実施する。診断の結果は、各申請者に報告するものとする。
- 5 基金は診断結果にもとづき、保全事業を実施する名木等を決定し、その内容を様式2により申請者に通知する。
- 6 事業実施にあたって、基金は、申請者と連絡、調整を図りながら事業を実施するものとする。
- 7 この事業は予算の範囲内で実施するものとし、1か所当たりの助成額は50万円を上限とする。

附則

- 1 平成21年8月25日 実施要領制定
- 2 平成22年7月1日 一部改正
- 3 平成24年2月1日一部改正